

## 医学部附属板橋病院長 候補者選出委員会設置要項

令和元年11月22日制定

令和2年11月20日改正

令和2年11月20日施行

### 1 設置の趣旨

日本大学教育職組織規程第6条及び第15条において、日本大学病院長及び学部附属病院長は日本大学病院経営会議において選出された者について、理事会の議を経て理事長が任命することとされている(日本大学教育職組織規程第6条及び第15条)。

一方、特定機能病院(本学においては医学部附属板橋病院が該当(以下「板橋病院」という))における医療安全対策等のガバナンス強化を目的に平成28年6月10日付けで医療法施行規則が改正された。同改正では、特定機能病院の開設者(理事長)は、管理者(病院長)の選出にあたり、特別の関係がある者以外の者を構成員に含む合議体を設置し、その審査の結果を踏まえる旨が定められている。

これを受けて、日本大学病院経営会議の下部組織として、「医学部附属板橋病院長候補者選出委員会」を設置する。

### 2 委員会の設置根拠

日本大学教育職組織規程第15条

医療法第10条の2

### 3 委員会の名称

医学部附属板橋病院長候補者選出委員会

### 4 委員会の構成

① 委員会は、次の者をもって構成し、委員は日本大学病院経営会議の議を経て理事長が委嘱する。

(1) 専任副学長(病院管理・統括担当)

(2) 医学部長

(3) 医学部事務局長

(4) 医学部附属板橋病院事務長

(5) 本大学教職員 若干名

(6) 医療法等の定めるところにより、病院管理及び医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者で、板橋病院と特別の関係がない学外者2名以上

なお、特別の関係がない学外者は、次の要件を全て満たす者とする。

- ア 過去10年以内に学校法人日本大学と雇用関係にないこと。
- イ 過去3年間において、年間50万円を超える寄付金又は契約金等を学校法人日本大学から受領していないこと。
- ウ 過去3年間において、年間50万円を超える寄付を学校法人日本大学に対して行っていないこと。

② 委員長は、専任副学長(病院管理・統括担当)とする。

## 5 委員の任期

委員長及び委員の任期は、理事長が委嘱した日から委員会の業務が終了した日までとする。

## 6 委員の公表

委員会を構成する委員について、委員名簿、委員の選定理由及び経歴をホームページ等により学外へ公表するものとする。

## 7 委員会の業務

① 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 医療法等の定めるところに基づき、板橋病院の病院長候補者の適格性を審査・確認すること。
- (2) 審査・確認の結果に基づき、板橋病院の病院長候補者を日本大学病院経営会議に答申すること。
- (3) 病院長の選考結果、選考過程及び選考理由を遅滞なくホームページ等により学外に公表すること。

## 8 委員会の開催

委員会は、必要に応じて開催する。

## 9 委員会の設置

委員会は、現病院長の任期満了の際は、任期満了に合わせた選考プロセス開始前に設置する。また、任期満了以外の理由による退任の際は、事由が生じた都度、速やかに設置する。

## 10 所管部署

本委員会に関する事務は、板橋病院庶務課に委託し、人事部及び病院経営指導管理オフィスがこれを指導・監督する。

以 上